

託送供給関連業務の適正な遂行に関する規程

平成12年3月1日 制 定

平成31年3月1日 最終改定

(目 的)

第1条 この規程は、託送供給に関連する業務(別表1で定める。以下「託送供給関連業務」という。)に従事する者(取締役および従業員を指し、以下「託送供給関連業務従事者」という。)が得た情報を適正に管理し、かつ、公平・透明な運営を行うことによって、ガス製造またはガス小売営業においてガス製造事業者間、ガス小売事業者間の公正かつ有効な競争条件を確保することを目的とする。

(託送供給関連業務従事者の情報管理)

第2条 託送供給関連業務従事者は、託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報(別表2に定めるものとし、以下「託送供給関連情報」という。)を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用または提供(別表2に定めるものとし、以下「目的外利用等」という。)してはならない。

(秘密保持等)

第3条 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報を、託送供給関連業務に従事する間はもとよりそれ以降も秘密として取扱い、法令上必要とされる場合等やむを得ない事由による場合や託送供給関連業務等の遂行のため他部門に渡さざるを得ない場合以外、託送供給関連業務従事者以外の者(社内外を問わない。)に開示してはならない。

2. 前項の規定は、託送供給関連業務従事者から託送供給関連情報の提供を受けたその他の者に準用する。

(ガス製造またはガス小売営業従事者による託送供給関連情報利用の禁止)

第4条 ガス製造またはガス小売営業従事者は、託送供給関連情報を知った場合においても、当社のガス製造またはガス小売営業のために当該情報を用いてはならない。

(託送供給関連情報の目的外利用の禁止を確保するため措置)

第5条 託送供給関連業務従事者はネットワークカンパニー(以下「託送供給関連業務部門」という。)に属する者とし、その組織長は、託送供給関連情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の内容を実現するための適切な措置を行うものとする。

- ① 託送供給関連業務従事者をガス製造またはガス小売営業従事者以外の者から選任し、他の者には託送供給関連業務を行わせないこと。

- ② 託送供給関連業務従事者は、ガス製造またはガス小売営業業務を行わないこと。ただし、災害発生等緊急時に、ガス製造またはガス小売営業従事者が託送供給関連業務部門の業務を行うことは妨げない。
- ③ 託送供給関連業務の遂行にあたってはこの規程を遵守させるよう、託送供給業務従事者を指導監督すること。
- ④ 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報の記載のある文書・電子媒体等を適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有等を適切に管理すること。
- ⑤ 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないものについては、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないよう管理すること。
- ⑥ 託送供給関連業務を遂行する場所を、託送供給関連業務以外の業務を遂行する場所から業務の過度の硬直化・非効率化を招かない範囲内で可能な限り物理的に隔離すること。

(託送供給関連情報の管理者)

第6条 当社は、託送供給関連業務部門の組織長を託送供給関連情報の管理者とし、ネットワークカンパニー計画部長を代表管理者とする。

(託送供給関連業務の公平性の確保)

第7条 託送供給関連業務従事者は、託送供給の業務について、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与えてはならない。

2. 前項に関し、公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為について、別表3に定めるとおりとする。

(託送供給関連業務の公平性の確保のための措置)

第8条 託送業務関連業務部門の組織長は、託送業務の公平性の確保のために、以下の措置を行うものとする。

- ① 導管網への接続の検討に係る以下の情報を公表する。
 - ・ 注入計画の策定に関する考え方
 - ・ 主要導管の敷設状況及び供給状況(導管の圧力、主要な受入地点・送出地点、供給能力、供給実績、余力等)
 - ・ 払出エリア毎の総需要量
 - ・ 払出エリアにおけるロードカーブの例(ピーク日におけるロードカーブ実績等)等
- ② 導管網への接続検討を申し込まれた場合において、以下の情報を提示する。

- ・ 接続側で具備することが求められる設備及びその根拠
 - ・ 接続点におけるガス圧力や流量などガス製造設備の設計等に必要な情報
 - ・ 託送供給可能量の制約及びその根拠
 - ・ 振替供給可能量 等
- ③ 需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の小売・卸供給に対する託送相当の料金額、需要実績等を速やかに提供する。

附則

この規程は、平成 31 年4月1日から実施する。

(別表1)

託 送 供 給 関 連 業 務

1. 受入検討・供給検討申込受付	
2. 受入検討	ガスの組成等の適合性の確認 圧力・流量の適正さの確認 当社供給設備等への影響検討 製造あるいは調達適正性の確認 受入設備の供給力の確認 製造事業者等の調整指令対応の確認
3. 供給検討	供給(払出)可否の検討 接続導管サイズの検討 接続導管敷設路線の調査・選定 払出設備検討 設備概算見積り
4. 引き受けの決定(検討結果回答)※1	
5. 契約申込受付	
6. 各種取り決め事項の検討	
7. 設備負担金・工事負担金契約の締結	
8. 各種取り決め事項の合意その他託送供給開始に必要となる準備、折衝等	
9. 託送供給契約の締結	

(注)

- ・※1託送供給約款によらない託送供給の引き受けの決定の場合には、企画部と合議する。
- ・なお、「2. 受入検討」、「3. 供給検討」、「6. 各種取り決め事項の検討」および「8. 各種取り決め事項の合意その他託送供給開始に必要となる準備、折衝等」に係る託送供給関連業務従事者は、必要な場合に、検討条件の確認を関係組織に求めることができるものとする。ただし、その際には託送供給依頼者名ならびに依頼内容を伝えてはならない。

(別表2)

託送供給関連情報と情報の目的外利用等

1. 託送供給関連情報

「託送供給関連情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下のような情報をいう。

- ① 託送供給依頼者のガス供給源(契約により調達するものを含む。以下同じ。)の状況
 - 1) ガス供給源の接続予定地点、稼動(または供給)開始予定時期
 - 2) ガスの製造方式、製造設備の仕様及び原料調達、またはガスの調達計画
 - 3) ガスの性状と圧力
- ② 託送供給依頼者のガス供給条件等
 - 1) 託送によるガス供給の状況(託送供給ガス量、インバランス量、事故状況等)
 - 2) 供給予備力
 - 3) 保安体制及び組織
- ③ 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等
 - 1) 需要動向(最大流量倍率、個別の需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等)
 - 2) 需要実績(最大ガス量、ガス流量変動履歴)
 - 3) 託送の状況(託送ガス量)

2. 情報の目的外利用等

「目的外利用等」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用し、または提供することをいう。

- ① 託送供給依頼者の経営状況の把握
- ② 託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案
- ③ 託送供給依頼者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- ④ 託送供給依頼者の需要家を自己または自己の関係事業者に転換させ、または託送供給依頼者の契約変更を阻止する等のために利用すること

託送供給関連業務の公平性の確保に関し、
公正かつ有効な競争の確保の観点から問題となる行為

標記の行為は、例えば以下のような行為をいう。

① 託送供給関連業務部門による個別ルールの特別的な適用

導管網への接続の検討、導管網の利用、導管網の整備等にかかる計画段階等において、例えば、以下のように、託送供給関連業務部門が、当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合（複数の託送供給依頼者に対して託送供給を行う場合において特定の託送供給依頼者とそれ以外の託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱う場合を含む。以下②～④において同じ。）。

- 1) 当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で、導管網への接続の検討に関して、検討に要する期間が不当に異なる、検討の内容が不当に異なる、託送供給等にかかる条件を変更した場合の対応が不当に異なる、回答の内容が不当に異なる、適用する判断基準や技術基準が不当に異なる、費用負担が不当に異なるまたは計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。
- 2) 当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で、異なる条件で、ガス供給を制限または停止する等、導管網の運用に関する取扱いが不当に異なる場合。
- 3) 当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で、導管のメンテナンス、ガスメーター交換の実施に関する情報の通知時期が不当に異なる、あるいは特定の事業者に対して事前に連絡を行わない等託送供給を利用するにあたり、託送供給依頼者が必要とする情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合。
- 4) 当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で、ガス製造設備の接続申込み等に対して、正当な理由なく、不当に導管を迂回して敷設する等により、導管網の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。

② 託送供給関連業務部門が保有する情報の差別的な開示・周知

託送供給料金の改定、導管網への接続の検討に関して託送供給業務関連部門が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- 1) 当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で、導管網への接続の検討の際に事前に開示する情報（例えば、導管敷設状況、導管の圧力・最大流量、託送供給可能量等）に不当に差がある場合。
- 2) 当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で、例えば、新しい託送供給料金の公表後、直ちに当社の製造部門または小売部門が新しい託送供給料金に

に基づき作成した新料金メニューによる営業活動を行う場合等料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当に差がある場合。

- 3) 当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で、託送供給業務関連部門が保有するガスの使用者に関する情報(例えば、年・月間使用量等)の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。

③ 託送供給料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応

同一供給条件の需要に対する、託送供給料金メニューの適用、託送供給業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- 1) 託送供給契約期間中に契約最大使用量の変更を行う場合において、当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で補償料等の適用に係る取扱いが異なる場合。
- 2) 託送供給契約において、託送供給依頼者が1年未満の契約期間での契約ができないまたは1年未満の期間で契約を解約して精算することができないことなど、契約期間に関して取扱いが異なることにより、当社の製造部門または小売部門が需要家に対し提供するガス供給サービス(例えば、契約期間)と同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合。
- 3) 託送供給サービスにおいて、託送供給関連業務部門からの託送供給量の連絡の時期・方法が、当社の製造部門または小売部門と託送供給依頼者との間で不当に異なることにより、当社の製造部門または小売部門が需要家に提供しているガス使用量の通知サービスと同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合。

④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応

導管部門の事故対応等(事故状況の問合せ、事故復旧の順序等)、計量器の交換の可否・交換時期に関して、当社の需要家であるか託送供給依頼者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合(なお、結果として事故復旧の順序が異なること自体が問題であるわけではない)。

また、転居等により新たにガス小売事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、当社の小売部門の情報のみを提供するなど、託送供給関連業務部門が、当社の小売部門と他のガス小売事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

また、託送供給関連業務部門が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように当社の製造部門や小売部門と他のガス製造事業者やガス小売事業者を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。

- 当社の製造部門や小売部門に対して、不当に、託送供給の実施を優先し、導管ネットワークに係る情報を優先的に提供しまたは提供するサービスの内容を優遇すること。
- 他のガス製造事業者やガス小売事業者に対して、不当に、託送供給の実施を劣後させ、導管ネットワークに係る情報を提供せずまたは提供するサービスの種類を縮小すること。